

平成30年 第13回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 23

会議日程・付議事件

会議日時 平成30年9月20日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第11号	専決報告について(川西市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について)	
5	報告第12号	専決報告について(川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について)	
6	報告第13号	専決報告について(川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について)	
7		諸報告	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

委 員 坂 本 かおり

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	若 生 雅 史
こ ども 未 来 部 長	中 塚 一 司
教 育 推 進 部 副 部 長	中 西 哲
教 育 推 進 部 副 部 長 (学 校 教 育 担 当)	株 本 一 男
こ ども 未 来 部 副 部 長	山 元 昇
教 育 総 務 課 長	武 富 祥 平
学 務 課 長	志 波 仁 史
学 校 教 育 課 長	西 門 隆 博
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	荒 木 浩
教 育 支 援 セ ン タ ー 主 幹	土 本 純 平
社 会 教 育 課 長	大 屋 敷 美 子
社 会 教 育 課 主 幹 兼 文 化 財 資 料 館 長	田 中 肇
中 央 図 書 館 長	村 山 尚 子
中 央 公 民 館 長	藤 井 恵 子
こ ども 支 援 課 長	岩 脇 茂 樹
幼 児 教 育 保 育 課 長	丸 野 俊 一
幼 児 教 育 保 育 課 主 幹	河 南 裕 美
こ ども ・ 若 者 ス テ ー シ ョ ン (開 設 準 備 担 当) 所 長 兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	増 田 善 則
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 主 幹	小 林 尚 司

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	四 方 田 政 樹
---------------	-----------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 1 1	専決報告について（川西市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について）	30.9.20	30.9.20	承 認
報告 1 2	専決報告について（川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について）	30.9.20	30.9.20	承 認
報告 1 3	専決報告について（川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について）	30.9.20	30.9.20	承 認

[開会 午後 2 時 0 0 分]

石田教育長 それでは、只今より、平成 3 0 年第 1 3 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

まず、平成 3 0 年 8 月 2 7 日より、新たに坂本かおり委員が加わられましたので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

坂本委員

こんにちは。8 月 2 7 日付で教育委員をさせていただいております坂本かおりと申します。子どもは 4 人おりまして、ずっと川西で子育てをしておりました。一保護者として、一市民として、ふなれな点はたくさんあると思いますけれども、一生懸命やっていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

石田教育長

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。

なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長
（武富）

本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。

本日は全員出席でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

石田教育長

次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長

これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、加藤委員、坂本委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

石田教育長

では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 1 2 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
（武富）

それでは、第 1 2 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事

録につきましては、5ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。署名委員の署名については、服部委員、鈴木委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第12回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (若生) それでは、1点目、9月市議会の一般質問について、ご報告させていただきます。

9月市議会の一般質問が、9月の3・5・6日の3日間行われ、17人の議員の皆様から質問が行われました。教育委員会に係る質問は、9人の議員から出されました。

教育推進部とこども未来部の両部に関連する項目として、1つ目、災害に対する避難対応等について、2つ目、幼稚園・小学校・中学校へのバス・電車で通う子どもたちへの交通費を助成することについて、3つ目、廃止または廃止予定の教育・保育施設の活用について、ご質問をいただきました。

教育推進部関連では、主に5項目ございまして、1点目が中学校給食について、2点目が公民館を子どもの居場所として活用することについて、3点目が特別支援学級の現状と課題について、4点目が加茂遺跡公園への取り組みについて、5点目が通学路におけるコンクリートブロック塀への対応について、ご質問をいただきました。

こども未来部関連では、幼児教育無償化について、ご質問をいただきました。

いろいろな視点からご質問・ご提案をいただき、今後検討を重ねてまいりたいと考えます。

続きまして、2点目、台風21号により、9月4日火曜日午前6時23分、本市に暴風警報が発表され、災害対策本部が設置されました。続く午前9時28分には、大雨・土砂災害、浸水害警報が発表されました。警報が解除され、災害対策本部が廃止されたのは、同日午後5時52分です。

この間、土砂災害警戒区域などに避難勧告が発令されたことなどから、市内の各公民館を初め、全小学校などにおいて、避難所を開設し、学校教職員の協力をいただきながら、地区対策班に割り当てられた他部署の職員とともに、避難所の運営を行ってまいりました。避難者数が最大となった午後2時時点では、102世帯140人の方が避難されていました。

次に、学校園所などの状況でございますが、市内の公立保育所につきましては、保育が可能な状況であれば開設し、児童を受け入れることを原則とし、当日は全施設が開設されました。公立幼稚園及び小・中学校においては、全てが休園・休校となりました。

次に、施設の被害状況ですが、学校園所においては、樹木被害や雨漏り、ガラスの破損などの被害が多かった施設でありましたが、教育・保育に支障となるような大きな被害は見受けられませんでした。公民館においては、黒川公民館において土塀の欠落や屋根の土が流出する被害があったほか、中央公民館では屋上フェンスの倒壊、川西南公民館では施設名称看板が半壊するなどの被害がありました。文化財施設においては、国指定史跡多田院の境内築地塀の瓦が落下、破損し、しっくい剥落。国指定重要文化財多田神社の防災施設の配電設備が倒木により破損。国登録有形文化財旧平安家住宅の瓦の落下、しっくいの剥落、壁板の破損、雨漏りが生じるなどの被害がございました。また、市内の天然記念物の被害状況ですが、慶積寺のカヤなどの枝が落ちるといった事例はあったものの、大きな被害はございませんでした。

次に、9月8日から10日にかけて秋雨前線に伴う大雨に係る対応・被害状況ですが、9月8日土曜日午前0時12分、本市に大雨・浸水害警報が発表され、災害対策本部が設置されました。続く午前0時42分には洪水警報が、1時17分には大雨・土砂災害警報が発表されました。午後4時38分には全ての警報が解除され、災害対策本部が廃止されましたが、翌9日日曜日の午前10時19分に再び大雨・土砂災害警報が発表され、災害対策本部が再設置されました。警報が解除され、災害対策本部が廃止されたのは、翌10日月曜日の午前11時28分でございます。

この間、土砂災害警戒区域などに避難勧告が発令されたことなどから、市内の各公民館などにおいて避難所を開設し、地区対策班に割り当てられた他部署の職員とともに、避難所の運営を行ってまいりました。避難者数が最大となった9日午前9時時点では、5世帯6人の方が避難されていました。

次に、学校園所などの状況でございますが、まず、市内の公立保育所につきましても、保育が可能な状況であれば開設し、児童を受け入れることを原則とし、当日は全施設が開設されました。公立幼稚園及び小・中学校においては、創立記念日で当初から休園予定であった幼稚園1園を含め、全ての施設が休園・休校となりました。

次に、施設の被害状況ですが、学校園所においては、樹木被害や雨漏りなどの被害がありましたが、教育・保育に支障となるような大きな被害は見受けられませんでした。公民館、文化財施設においては、大きな被害はございませんでした。

以上、このたびの大雨の対応状況についてご報告申し上げます。今後とも、このたびの経験を糧として、子どもたちの安全を第一とし、災害時の対応に万全を期してまいりたいと考えております。

こども未来部長
(中塚)

続きまして、こども未来部から3点目、保育所・認定こども園・市立幼稚園におきまして、平成31年4月から入所・入園を希望される児童の申し込み受け付けを開始しておりますので、ご報告申し上げます。

市の広報誌「milife」9月号に掲載いたしましたとおり、市立・民間の保育園所と認定こども園の2号・3号認定園児の入所・入園申込書類を、幼児教育保育課において9月3日から配布いたしております。

入所・入園を希望される方は、10月1日から11月15日までに幼児教育保育課へ申込書類を提出いただき、入所選考を進めてまいります。

市立幼稚園と市立認定こども園の1号認定園児は、各園で10月3日に募集説明会を開催いたします。当日と翌日の4日の2日間、願書を配布し、10月10日と11日に願書を受け付けます。

なお、民間の認定こども園1号園児の募集説明会や願書の配布並びに受け付けは各園で行います。円滑な新年度の入所・入園に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

教育推進部長
(若生)

続きまして、4点目、8月分の教育委員の皆様方の活動についてご報告いたします。

加藤委員には、イーグレ姫路で開催されました中・西播磨教育委員会連合会総会・研修会、同じくイーグレ姫路と兵庫県母子会館にて開催された県連合会組織検討委員会にご出席いただいたほか、阪神7市1町教育委員会連合会並びに全県教育委員会研修会及び情報交換会にご出席いただきました。

服部委員には、川西市教育委員会の里山フィールド研修の講師を務めていただいたほか、社会教育課に対する黒川台場クヌギ林に係る情報のご提供、兵庫県主催の森林ボランティア講座において黒川の里山をご解説いただきました。

鈴木委員には、阪神7市1町教育委員会連合会及び全県教育委員会研修会にご出席いただきましたほか、多田小学校、桜が丘小学校、明峰小学校、久代小学校、川西北小学校及びけやき坂小学校において、学校支援地域本部事業の取り組みとして、留守家庭児童育成クラブでの読み語りにご出席いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

以上でございます。

石田教育長

只今の報告について、ご意見、補足等を含めて、ご質問ございませんか。

鈴木委員

2番の件なんですけれども、こういう災害のときに保育所は開設されると伺いましたが、こういう日、通所する子どもたちというのはどれほどありますか。

幼児教育保育課主幹
(河南)

まず、園で保育ができる状態かどうかというのが大前提になりますが、保育のほうが通常の保育をできる状態でありましたら、保護者さんのほうの勤務等に合わせて子どもさんの受け入れをしております。

今回の場合、大きな台風の到来などがありまして、これまでにはない対応をさせていただきまして、平日に保護者さんのほうで子どもさんの保育ができる状態であれば、ご協力をということもありましたので、園によりましては、かなり登園数が減っておりまして、1割ぐらいから、多いところでは半数、半数も通園しているところはなかったかと思いますが、公立の保育所におきましては、全員が欠席するというような状態にはなりません、少ないところで1割程度、多いところで三、四割ぐらいの子どもたちの登園がありました。

石田教育長

よろしいですか。

鈴木委員 はい、よくわかりました。現場のご苦勞を思います。ありがとうございました。

石田教育長 ほか何か。

加藤委員 先ほど報告にもありましたように、夏季研修会というの、兵庫県市町村連絡協議会としては毎年2日間にわたり開催しております。ことしも教育長にも2日目にご参加いただき、あと、ウエダ君、来た。

石田教育長 はい、2日目。

加藤委員 内容的には、ことしは、いじめと道德教育と部活です、中学校の。部活のほうは、文科省から来て、行政報告になるんですよね。形でやっていただいて、非常に練られたものを出してきますので、来年も同じ時期にやります。また火、水でやると思うんだけど、また、教育長、もし関係部署の方があれば、1日でもよろしいので、参加していただければ。全県、42市町村が所属している連合会なんです。ほとんど全部の教育長が来てくださっていますし、この間から、去年からか、教育委員たちにも門戸を開きましたので、教育委員会の事務局のほうからも参加も可能となっております。ちょっとだけ宣伝しておきます。来年はよろしく。

石田教育長 今、加藤委員のほうからご説明ありました研修会については、非常に私も、内容の濃い部分で、鈴木委員も参加していただいたんですけども、一部の内容は、さっき言った、いじめなどの重大事案については、校長会等で私のほうから協議会という形で進めさせていただいています。また、資料等、関係部署に供覧していますので、ぜひ、わからないところがあれば、私も含めて確認していただいたらなというふうに思っています。

これによらずですけども、加藤教育委員のほうは全国へ行ったりされて、いろいろ新しい情報を得られています。それから、資料をいただいたりもしていますので、ぜひ活用していただいて、最新の動きというのもしっかり把握していただきたいなというふうに思います。私から追加でご報告します。

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。もしあれだったら。

坂本委員 すみません。坂本です。立って。

石田教育長 座ってどうぞ。

坂本委員 はい。
保育園とかの募集が始まっているかと思うんですけども、去年も大分に待機児童がいたと聞いています。ことしは募集定員がふえたようなことはありますか。

幼児教育保育課長
(丸野) 市立保育所等の定員はふえておりません。ただ、新設で4月オープンのところを控えておりますので、そういう部分では、開設準備が整いましたら、受け入れをしていこうと考えております。

石田教育長 よろしいですか。

坂本委員 ありがとうございます。

石田教育長 ほか、よろしいですか。

石田教育長 それでは、事務状況報告については以上といたします。

石田教育長 では次に、日程第4、報告第11号「専決報告について(川西市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育課長
(丸野) それでは、報告第11号「専決報告について」ご報告申し上げます。
議案書の1ページをお開きください。
本案件は、急を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。
内容は、「川西市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。これは、平成30年9月1日付で、国政省令の改正にあわせて、市立幼稚園の保育料算定の扱いの一部を改正するものです。国から通知が8月末到着ございましたので、今回の9月定例会においての報告となりました。
では、内容の説明に先立ち、今回の国の政省令の改正内容について、その概要をご説明いたします。

改正点は2点ございます。

1点目は、いわゆる未婚の母及び父の保育料算定について、算定の基礎となる市民税所得割額において、地方税法上の寡婦(寡夫)とみなして寡婦(寡夫)控除を適用して算定し、ひとり親家庭支援の充実を図るものです。

2点目は、市民税所得割額の算定において、指定都市で課税されている保護者については、指定都市以外に居住するものとみなして、所得割額を算定する扱いとするものです。地方自治法で定められております指定都市とは、政令で指定する人口50万人以上の市のことで、政令指定都市と言われている市のことでございます。平成30年度の市民税から、指定都市の所得割に係る税率が6%から8%に変更されましたが、保育料算定に関しては指定都市以外に居住する方との公平性を考慮し、6%として算定した所得割をもって算定することとするものです。

以上2点の国政省令改正に伴い、市の保育料関連規則を改正するものです。

それでは、議案書4ページの新旧対照表をもとに、改正内容をご説明いたします。

別表備考の第5項を新たに追加しております。これは、指定都市で市民税が課税されている場合、指定都市以外に居住することとみなして保育料を算定することとするものです。具体的には、指定都市から本市へ転入した場合に、この適用を受ける事案が考えられます。

次に、改正前の第5項を削除し、新たに第6項を設置しております。これは、今回の国の政省令改正により、いわゆる未婚の父・母に対して、寡婦控除のみなし適用が全国的に実施されることとなりますが、従前から市単独の取り組みとして、寡婦控除のみなし適用を行ってまいりました。改正前の第5項は、市単独の取り組みとして実施していたときの根拠規定であり、今回の改正により、その根拠となる条文を、国の政省令における規定に置きかえているものでございます。実施内容としては、特段変更はございません。

説明は以上でございます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

内容にかかわることではないんですが、きょうは第11号から第13号

まで、全部一緒なんですね。だから、専決したということについて、全部一緒になっているんですけども、坂本委員は、この専決というのはご存じですか。

坂本委員

はい、調べました。

加藤委員

教育委員会における専決という。何で調べましたか。

坂本委員

インターネットで調べました。

加藤委員

専決という項目で。

坂本委員

はい。

加藤委員

いつもこれは年間に何度か出るんですね。要するに、急を要したり、次の委員会までいけないときには、教育長専決事項というのがあって、出すので、教育長、これは、ここの条文なんですけれども、ここの教育長に対する事務委任規則というのは第4条までかな、1から4、この上位規則であるところの教育委員会事務処理規則というのが1から25までであると思うんですけども、そんな長いものではないので、資料として1回でもつけてもらっておいたら、わかると思うんですね。

それで、それをもって、教育委員会の中の専決というのはどういうふうになっているかというのを、丸野さん、聞いていいですか。ここで言う専決というのは、今、坂本委員が調べられた、インターネットで専決というのじゃなくて、専決という項目、決まっていますよね、規則の中で。

幼児教育保育課長
(丸野)

規則の中で専決、はい。

加藤委員

専ら決めるというだけじゃなくて、専決という用語についての説明が書いてあるんですね。だから、それが、専決って何ですかといたら、この場合、それが正解。インターネットで書いている専決でなくて、それはインターネットの中に事務処理規則が載っているから、そこの第8条の何項やったかな、3項か4項目かにあると思うんだけど、そういうのを用語として、きちんとみんなに統一しておいたほうがやりやすいと思います。

石田教育長 はい、わかりました。なかなか法的なところについては、私たちも疎いところがありますので、基本的なことを、坂本委員がこうしてくれはったのと同じように、一回きちっと整理して、資料としてまたご用意させていただこうかと思えます。よろしくお願いします。ありがとうございました。
ほか、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第11号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第11号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第5、報告第12号「専決報告について(川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育課長 (丸野) それでは、報告第12号「専決報告について」ご報告申し上げます。
議案書5ページをお開きください。
本案件も、急を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。
内容は、「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。
議案書の7ページをお開きください。
この規則は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用する2号、3号認定子どもの保育料を定めるものでございます。
これも、先ほどの報告第11号と同じ内容で、国の政省令改正にあわせて改正するものでございます。
それでは、議案書8ページの新旧対照表をもとに、改正内容をご説明いたします。
別表備考の第3項を新たに追加しております。これは、指定都市で市民税が課税されている場合、指定都市以外に居住することとみなして保育料を算定することとするものでございます。具体的には、指定都市から本市

へ転入された場合に、この適用を受ける事案が考えられます。

次に、改正前の第5項を削除し、新たに第6項を設置しております。これは、今回の国の政省令改正により、いわゆる未婚の父・母に対して、寡婦控除のみなし適用が全国的に実施されますこととなりますが、従前から市単独の取り組みとして、寡婦控除のみなし適用を行っておりました。改正前の第5項は、市単独の取り組みとして実施していたときの根拠規定であり、今回の改正により、その根拠となる条文を国の政省令における規定に置きかえているものでございます。実施内容としては、特段変更はございません。

説明は以上でございます。ご承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第12号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第12号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第6、報告第13号「専決報告について(川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育課長 (丸野) それでは、報告第13号「専決報告について」ご報告申し上げます。議案書の9ページをお開きください。

本案件も、急を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、「川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

議案書の11ページをお開きください。

この規則は、私立の認定こども園で、幼稚園機能を利用される1号認定

子どもの保育料を定めている規則でございます。

これも、先ほどの報告第11号及び第12号と同じ内容で、国の政省令改正にあわせて改正するものでございます。

それでは、議案書12ページの新旧対照表をもとに、改正内容をご説明いたします。

別表備考の第2項を新たに追加しております。これは、指定都市で市民税が課税されている場合、指定都市以外に居住することとみなして保育料を算定することとするものです。具体的には、指定都市から本市へ転入された場合に、この適用を受ける事案が考えられます。

次に、改正前の第4項を削除し、新たに第5項を設置しております。これは、今回の国の政省令改正により、いわゆる未婚の父・母に対して、寡婦控除のみなし適用が全国的に実施されることとなりますが、従前から市単独の取り組みとして、寡婦控除のみなし適用を行っておりました。改正前の第4項は、市単独の取り組みとして実施していたときの根拠規定であり、今回の改正により、その根拠となる条文を、国の政省令における規定に置きかえているものでございます。実施内容としては、特段の変更はございません。

説明は以上でございます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。よろしいですか。

加藤委員

ちょっとまた文言にこだわるんですけども、丸野さん、3本とも、「急施を要したため」、この「施」を全部飛ばしましたけれども、「急を要したため」と言われたんですけども、僕、こういう場合には、教育長の名前で報告に上げておるんやから、文言は正確に述べられたほうが正しいんじゃないかと思いますが、急を要するのと急施を要するのは違うと思う。

幼児教育保育課長
(丸野)

ご指摘ありがとうございます。

通常、急施を要するという言葉を余りここで使わないものですから、申しわけございません、こういう言い方になってしまいました。以後、気をつけます。

石田教育長

よろしいですか。

加藤委員 はい。

石田教育長 ほか、よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第13号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第13号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第7、諸報告であります。諸報告1「川西市郷土館における秋の特別企画展について」事務局からご報告をお願いいたします。

社会教育課主幹兼文化財資料館長(田中) そうしましたら、資料1をご覧くださいませでしょうか。
郷土館の秋の特別企画展につきまして、ご紹介をさせていただきたいと思っております。
郷土館開館30周年を記念いたしまして、特別展を開催いたしております。
「心象風景 和こころ」と題しまして、2人の作家が作り出しました座敷一面の癒しの空間や、ジオラマでよみがえります日本の原風景、折り鶴の奥深い世界、連鶴といった、心が和む、どこか懐かしい「和こころ」を感じていただける展示となっております。
期間は9月15日の土曜日から10月14日の日曜日までとなっておりますので、ご都合がよろしければ、ぜひ足を運んでいただきましたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

石田教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、諸報告1については、以上といたします。

石田教育長 では次に、諸報告2「平成30年度公民館講座案内(後期)について」事務局からご報告をお願いいたします。

中央公民館長 それでは、諸報告2、「平成30年度公民館講座案内(後期)について」

(藤井)

報告させていただきます。

お配りしております平成30年度後期公民館講座案内の冊子をご覧ください。

「～出会い ふれあい 学びあい～学ぶ喜び いきいき人生」をテーマに、30年度後期では9公民館で67講座、延べ111回を掲載しております。

なお、緑台公民館は、10月1日より耐震補強等の工事に入るため、平成31年3月末まで講座を休止しております。

また、中央公民館は、8月31日で貸し館を終了し、今週、キセラ川西プラザに移転し、川西公民館としては、9月25日火曜日から業務を開始いたします。

それでは、表紙裏の1ページ、2ページの「分野別もくじ」をご覧ください。

分野を家庭教育・家庭生活から一般教養の分野に分け、各館実施の講座の内容をまとめております。

3ページから19ページには、それぞれの公民館が開催する講座の案内を掲載しております。

また、20ページには各公民館で行います文化祭・文化のつどいの案内を、21ページには公民館図書室案内を掲載しています。

講座の企画に当たりますには、地域の方々や公民館の利用者、また講座受講者のご要望、ご意見等を参考に、各公民館でそれぞれ企画しております。

それでは、主な講座を紹介させていただきます。

家庭教育・家庭生活の分野におきましては、学習内容を育児・保育・しつけからその他まで、7分野17講座を開催いたします。自然観察・天体観察では、子・孫に伝えたい自然観察講座「芋生川の生き物・ふしぎ・発見」など、3館で4講座を開催いたします。

現代的課題分野におきましては、自然保護・環境問題から同和問題・人権教育まで、4分野9講座を開催いたします。社会福祉では、福祉講座などを3館で4講座開催します。

市民意識分野におきましては、4分野4講座を開催します。本市の歴史や地域の特産物を使った料理など、郷土の歴史や産業、自然を中心とした講座となっております。

体育・スポーツ分野では、3分野5講座を開催し、柔道・剣道等武道におきましては、合気道、太極拳の講座を開催いたします。

趣味・けいこごとの分野におきましては、音楽(演奏・演劇)から芸能

まで6分野で、音楽講座や能鑑賞講座、美術、工作、芸能など、12講座を開催いたします。

一般教養分野におきましては、パソコン教室・IT講習からその他まで、5分野20講座を開催いたします。

最後に、川西の豊かな自然、歴史、文化、産業、地域の特性などを学んで、わがまち川西に一層誇りと愛着を持っていただけるような講座や登録グループの学びを地域に広げる川西まちづくり講座につきましては、11講座を開催いたします。9月15日に開催しました黒川公民館の「里山自然学舎＝初秋の里山＝」を初め、川西公民館の「弥生時代環濠集落の攻防戦」、それから川西南公民館の「今夜はいちじくディナー」など、本市の歴史や産業などを中心に開催いたします。また、東谷公民館の「人形劇フェスタ」など3講座は、登録グループによるもので、地域に登録グループの学びを還元していただけるものとなっております。

また、文化祭・文化のつどいを11月に各公民館で行います。作品展や発表会など、地域の団体や登録グループなどと連携して、工夫を凝らして行っております。教育委員の皆様には、改めましてまたご案内させていただきますけれども、お時間がございましたら、日ごろの活動の成果をご覧いただければと考えております。

この後期の公民館講座案内は、4,700部作成しており、各公民館や市役所の案内カウンター、中央図書館を初め、公共施設の窓口に置き、市民の皆様にはPRを行っております。その他、各講座の開催時には、広報誌への掲載やチラシなどの作成、ホームページを通じてPRにも努めているところでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

石田教育長

只今の報告について、ご質問ございませんか。

鈴木委員

2つ伺いたいことがあります。

1つは、只今伺って、登録グループが講座を担当なさるとするのは、大変いいことだなと思いましたが、そういうのが数がふえていったらいいなと思います。

もう一つは、市議会で公民館を子どもの居場所にというご意見も出たと伺いましたが、まず手始めに伺いますか、幾つかはありますが、どこの公民館でも子どもを対象とした講座が設けられたらいいなと思いましたが、大方が平日の午前中の開催になりますので、参加できる人は、うんと限られてきます。子どもたちが参加するとなると、土日というのは難し

いのかかもしれませんが、そこを、それがかなうといいなと思いました。11ページの子・孫に伝えたい自然観察講座、10月1日というのは、これは平日なので、一体、子どもは来られるのかなとも心配して見ております。いかがでしょうか。

中央公民館長
(藤井) まず、登録グループの講座担当に関しましては、これ以降、またふやしていきたいとは思っております。

それから、子どもを対象の講座なんですけれども、主に平日になっているかもしれないんですが、冬休みですとか春休みですと、平日を対象に多分なってしまう。余り平日、本当に昼日中にはやっていないと思うんですが、特に今の11ページのけやき坂のに関しては、これは普通の日になっているので、ちょっと子どもさんは難しいかもしれません。私のほうで、なぜこんな日程になったのか、講師さんの都合なのか、わかりません。申しわけありません。けやき坂公民館のほうには、日程に関してもう少し、子どもさんが参加しやすい日にするようにというふうにもう伝えておきます。ありがとうございます。

鈴木委員 ありがとうございます。

石田教育長 よろしいですか。

鈴木委員 はい、結構です。

石田教育長 ほか。

坂本委員 坂本です。

いつも公民館活動、本当に市民の方々が集いやすい場所になっているかなと思って、感謝しております。

9ページの川西まちづくり講座の、私、これはすごく興味があったので、読ませていただいたんですけども、日程が9月22日の土曜日なんですけど、対象が「幼児・小中学生」ということで、中学校の運動会が9月22日になっているんですね。それが決まっているので、できれば、それは中学生が参加しやすいような日程になってくださるといいかなと思いました。鈴木委員がおっしゃったように、子育て世代の人たちが公民館にたくさん来ていただけたら、先々、また公民館に通いやすくなるかな、子どもも集まりやすくなるかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中央公民館長
(藤井) すみません。日にちに関しては、これでいくと思いますけれども、また来年度など、運動会の日とかを調べてから日程を決めるようにということで、全公民館に伝えます。ありがとうございます。

石田教育長 子どもが参加する講座等については、やはり学校園所の日程も教育委員会事務局内部で共有していく必要があるかなというふうに思っております。先ほどもありましたように、公民館が子どもにとって身近な場所になるように、まず講座で通うというようなことも大事なかなと思っています。ありがとうございました。

ほか、何か。

石田教育長 それでは、諸報告2については、以上といたします。

石田教育長 では次に、諸報告3「平成30年度(平成31年)成人式について」事務局からご報告をお願いいたします。

こども支援課長
(岩脇) それでは、諸報告の3「平成30年度(平成31年)成人式について」ご説明申し上げます。

本件では、来年1月にとり行う予定としております平成30年度成人式の実施概要について、ご報告をさせていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、概要についてであります。

今年度の成人式は、新会場となりますキセラ川西プラザキセラホールでの初めての開催となりますが、今回は、新たな視点での企画を盛り込むとともに、開催の時間や内容に一部変更を加えて実施することを考えております。

変更内容の1点目は、新企画の実施であります。具体的には、式典会場に川西の景色をバックにしたフォトフレームや手に持って撮影できるフォトプロップと呼ばれるものを用意しまして、参加者の記念撮影に活用していただくほか、新成人の皆さんがSNSなどを通じて、それらの撮影された画像を配信されることで、川西の魅力も合わせて伝え広めていただけるような仕掛けとしていきたいと思っております。

2つ目は、式典を従来の2部制から1部制へと変更しまして、開催時間を短縮しようとする点であります。これは参加する新成人の皆さんの負担を軽減するため、抽選会の実施方法など、プログラムを再考して時間の短

縮を図るものでありますが、同時に開会時刻をおくらせることで、これまで多数ご意見をいただいております、早朝からの着つけなどに対する大きな負担へも配慮できるものと考えています。

最後になりましたが、式典の実施予定日は、平成31年1月14日の成人の日を予定しております。新会場での初開催となりますことから、安全面には十分配慮し、スムーズな進行が可能となるよう、今後の準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

石田教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員 きのうでしたかね、開所式。

石田教育長 はい。

加藤委員 教育長も僕も行ってきたんですけれども、ホールが大変すばらしい。きょうは佐渡裕さんが来はるみたいなんですけれども、非常にホールがすばらしいのですが、ホールのPRも兼ねて成人式という形でもいいのかもしいと思います。というのが、ホールでやる出し物、きのう、また資料の中に入っていたけれども、ホールのすばらしさを見に行くという点でも集められると思うんです。すごく立派なものです。みつなかにも勝っている。

それが1つで、あと、もう一つは、ここ、1,000人ですね、たしか。右下のデータを見ていると、ことし、1,587人で、924人、58.2%。今回は1,619人が対象なので、同じ規模が来たとしたら、940人か。62%を超えると、1,000人を超えると。岩脇課長の回答は、みんながみんな、中に入るわけではないという回答だと思うんですけれども、11年いてますから、ただ、だけど、今回の建物全体が、プラザというのが福祉棟と文化棟の入り口が一緒になっていますね。

だから、福祉棟で何もなければいいんだけど、あそこに来所する人、福祉棟のほうに来はる人があったときに、後ろからも入れるようになっていきますけれども、そういう方々に迷惑にならないようなたむろの仕方というのを想定しておいてやらないと、中に押し込んだら、多分、あそこ前のところというのは、そんなにロビーが広くないからね。そういう点もあるし、いろいろ、古田ギャラリーがあるから、あっちのほうを見に行く人も出てくるでしょう、きっと、若者の間では。だから、その辺のところは勘定をちゃんと、時間は短くなっていますけれども、やっておかないと、

後で皆さんからお叱りを受けるのは嫌でございます。

以上です。

こども支援課長
(岩脇) 今おっしゃいました2点につきましては、十分考慮して進めていきたい
と思います。私のほうも、ホールのすばらしさはさることながら、周辺の
ロビー、いわゆるホワイエですとか、そのあたりにスペース的な余裕がな
いというふうに聞いております。また現場を確認した上で、そういった新
成人、参加者の方の特に動線につきましては最大限考慮して、安全に進め
ていけるように検討していきたいと思います。ありがとうございました。

石田教育長 ありがとうございます。
ご指摘のとおり、新しいホールでございますので、担当のほうもかなり
苦労して、いろいろ考えてもらっていますけれども、どういう動線になる
のかが読めない部分もありますので、今、いろいろと配慮しつつ、年度ご
とに更新しつつやっていけたらなというふうに思っています。
ほか、ございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、諸報告3については、以上といたします。

石田教育長 では、以上で本日の議事は全て終わりました。
次回の定例教育委員会は、10月5日金曜日午後2時から、庁議室にお
いて開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、第13回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたし
ます。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

[閉会 午後2時48分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成30年10月5日

署名委員 加藤 隆一郎

坂本 かおり